

目標地図作成の先行事例【A地区】秋田県B町

地区の主な作物	水稻	地域区分	平地農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	40.6ha	今後中心経営体引き受ける耕地面積	7.7ha
中心経営体数	7経営体（認農5、集1、到達1）		

1. 地区の概要

○地区の課題

当地区は集落営農により水稻を栽培しているが、今後は高齢化により農地集積は加速することが予想されるため、経営基盤の強化や人材確保が課題となる。



○中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 当地区の水田利用については、新たに法人を設立し水稻部門を集積・集約化させるとともに、地域内の中心経営体と共存を図っていく。
- 地域集積協力金を活用して集落内の農業生産基盤の強化を図りたい。

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

- 貸付け等の意向が確認された農地は 177筆 302,754㎡
- 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 当地区はJAの西瓜及び花き等の青果物の生産拠点となっていることから、経営転換を進め引き続き産地の維持・拡大を図っていく。

2. 作成経緯

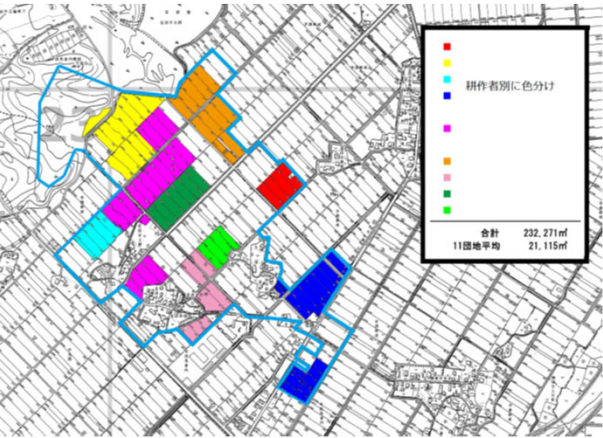
当初作成年次 令和4年2月

3. 目標地図の作成プロセス

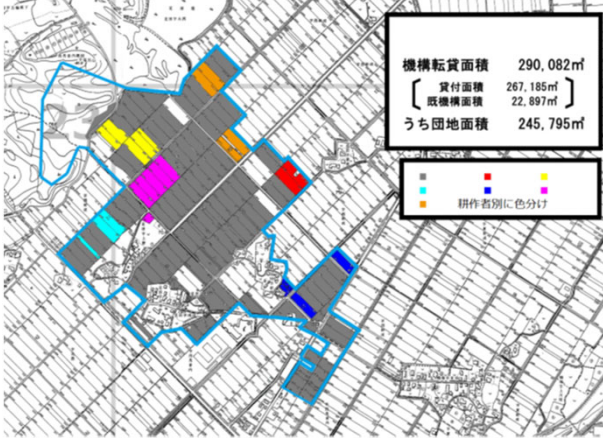
- 後継者不足や集落営農に行き詰まりを感じ、3人程度で法人設立を模索していたところ、町から人・農地プラン実質化の説明があり、水稻部門で集落型の法人化を決断。
- 令和2年度より、町の「人・農地プラン実質化支援事業」を活用し、話し合い組織を設立。農地中間管理機構を活用した集積・集約化についての説明会を町へ依頼。
- 説明会后、地区内の農家全員に後継者の有無や法人への参画についてアンケートを実施。
- 役員会を何度も重ね、法人の設立や運営方法等を協議した内容について、農家に説明し地区内の合意形成を行う。
- 最終的に法人へ預ける農地の意向調査を実施し、集積計画地図を作成。
- 令和4年1月に「農事組合法人B」を設立し、3月に農地バンクとの契約会を実施。
- 今後は、乾燥調製施設を整備し、法人での作業完結と持続的な農業経営を実践したい。

4. 目標地図

【現況地図】



【目標地図】



目標地図作成の先行事例【毛塚地区】埼玉県東松山市

地区の主な作物	水稻	地域区分	平地農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	16.9ha	今後中心経営体引き受ける耕地面積	4.05ha
中心経営体数	2経営体（認農法1、基本構想1）		

1. 地区の概要

○地区の課題

ほ場の面積が狭く点在している現状は作業効率が悪い
ため、農地中間管理事業を活用し、1反～3反区画程度の耕作しやすい状態にする必要がある。また耕作者の高齢化が進んでいるため、新たな農地の受け手を確保し、担い手と共に休耕地を解消していく必要がある。

○中心経営体への農地の集約化に関する方針

ほ場を1反～3反区画にしたうえで、中心経営体（2経営体）と地元農業者に集積。更にアンケートにおいて今後規模拡大の意向のあった4名を随時中心経営体に位置づけていくとともに、今後、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者等の受入れを促進することで更なる集積・集約を図っていく。

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

中心経営体が今後安定して営農を継続できるよう、農地の出し手・受け手の費用負担が発生しないように配慮し、農地耕作条件改善事業等の公的支援制度の活用を図るなど、行政との連携を行っていく。



2. 作成経緯

当初作成年次 令和2年

3. 目標地図の作成プロセス(その1)

【作成に至るきっかけ】

- ・ 点在する狭い水田では、苗運び等の作業負担が過大で、大型農機での作業性が悪い。
- ・ 休耕地の増加（荒廃農地増加前に対処する必要があった）
- ・ 区域内で水の便が悪く水稻の耕作に向かない土地があり、転作して利用する必要がある。

3. 目標地図の作成プロセス(その2)

【作成に当たっての課題や出し手・受け手からの意見】

- ・ 出し手は休耕地の解消と農地の保全を、受け手はほ場条件等耕作状況改善を望んでいた。

【課題や意見への対応】

- ・ 集積は、各耕作者が現在耕作している最も広い水田中心に行う。
- ・ 集約は、農地耕作条件改善事業等を利用し、畦畔撤去等の個人負担がなるべく発生しないように行う。
- ・ 水の便が悪い土地は水稻以外に転作して利用してもらえるように受け手と協議して調整。
- ・ わかりやすくデジタル化した図面では場の集積・集約の調整状況を明示し、出し手・受け手への説明・調整をわかりやすくした。

【出し手・受け手の意識の変化】

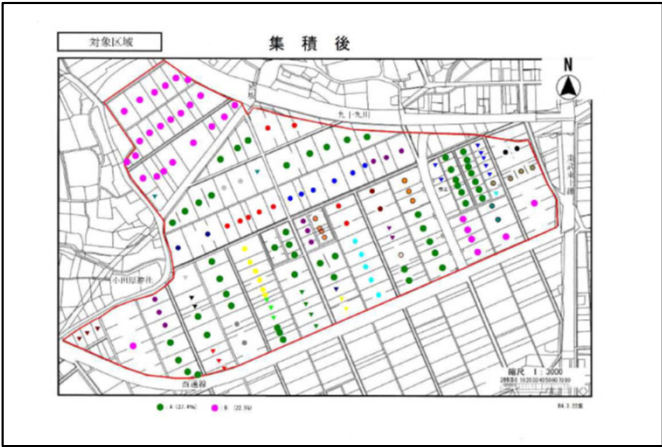
地域の農地を保全するコンセンサスが醸成され、出し手の協力も得られ、担い手へのほ場の集積・集約を推進している。

4. 目標地図

【当初令和2年】



【目標地図(令和5年)】



目標地図作成の先行事例【今富地区(野代)】 福井県小浜市

地区の主な作物	水稻	地域区分	中間農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	26ha	今後中心経営体引き受ける耕地面積	12ha
中心経営体数	6経営体（認農2、認農法1）		

1. 地区の概要

○地区の課題

- 兼業農家が営農の中心となっている集落であり、農業者の高齢化が進んでいる。また、若年層の農業に対する意識の低下も見受けられ、後継者の確保に危機感が芽生えている。
- 担い手が耕作する農地は、集積・集約化が進んでおらず分散錯圖の状態である。
- 農地は昭和30年頃に土地改良が行われ、1枚辺り10a規模の農地が形成されているが、現代の農業機械に対応した面積ではなく、効率的な営農を行うことが出来ない。



○中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の担い手個人5名及び1法人を中心経営体として位置づけ、農地を集積・集約していく。

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

- 担い手の計画的な規模拡大に繋がるよう関係機関が連携して農地の集積・集約化に取り組む。
- 農地中間管理事業により集積した農地を中心に、土地改良事業による畦畔除去の実施に向けた検討を進める。

2. 作成経緯

当初作成年次 平成29年10月
変更年次 令和3年3月（実質化）

3. 目標地図の作成プロセス(その1)

【作成に至るきっかけ】

- 人・農地プランの話し合いをきっかけに、農家組合、機械利用組合、土地改良区の役員が集まって「野代農地検討委員会」を立ち上げ、地域農業の方向性について話し合いを継続的に実施。
- その結果、農地中間管理事業を活用して、中心経営体への集積・集約化を進め、耕作条件改善事業を実施する方向性が作られた。

3. 目標地図の作成プロセス(その2)

【作成に当たっての課題や出し手・受け手からの意見】

- 集落内の地権者からは概ね同意が得られたが、話し合いに参加できない地区外や遠方に在住の地権者、相続人のいない高齢の地権者から同意を得る必要があった。
- 中心経営体となる担い手以外に、もうしばらく耕作の継続を希望する地権者の存在。

【課題や意見への対応】

- 農地中間管理事業の活用により、集落の将来を見据えた集積・集約の取組に協力してもらえるよう、集落在住の親戚等を通じて、話し合いに参加できない地権者等の方々へ、丁寧に説明を行った。
- もうしばらく耕作を希望する地権者は、農地バンクから賃借権の設定を受けた担い手と特定農作業受委託契約を結ぶことで、今まで通り耕作が継続できるように配慮した。
- 中心経営体の意見をもとに、目標地図を取りまとめ、理想的な集約の形で農地中間管理事業の契約を行った。

【出し手・受け手の意識の変化】

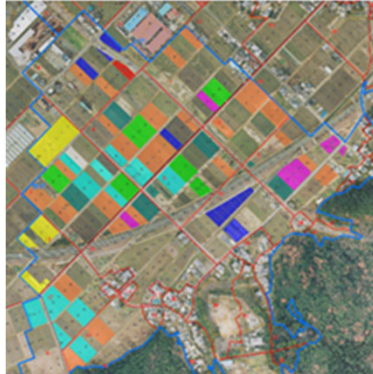
- 耕作できなくなった際の引き受け手が決まっていることで、地権者が続けられるうちは農業ができるという安心感が生まれた。また、集落の農地が今後も守られていく安心感が地域全体に広まった。
- 地権者の意識が、地域農業の将来も見据えられるようになり、農地の保全管理や集落全体で利用調整を行う一般社団法人「悠久の里野田井」の設置につながったことで、集積・集約化が促進された。
- 60代、70代の担い手のリタイア後は、現在40代の担い手1名に集約する予定。

4. 目標地図

【当初(令和元年度)】



【途中(令和2年度当初)】



【目標地図(令和2年度末)】



目標地図作成の先行事例【若狭町全域(うち瓜生地区)】 福井県若狭町

地区の主な作物	水稻	地域区分	中間農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	2, 070ha	今後中心経営体引き受ける耕地面積	1, 535ha
中心経営体数	1 0 8 経営体(認農 3 7、認農法 3 2、認就 9)		

1. 地区の概要＜若狭町全域＞

○地区の課題

農家の高齢化や担い手不足から、今後耕作できなくなる農地が増えることが懸念される中、農地の集積・集約化を進め持続可能な体制づくりが必要。特産である梅の生産者も減少しており、新たな担い手の育成が急務。



○中心経営体への農地の集約化に関する方針

担い手への集約を進め分散錯圖を解消する。

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

農業をリタイアする者など、農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付け、人・農地プランを基に担い手へ集積・集約化する。

2. 作成経緯

当初作成年次 平成24年12月

最終変更年次 令和元年10月（実質化みなし）

3. 目標地図の作成プロセス(その1)＜うち瓜生地区＞

【作成に至るきっかけ】

- ・ プランは町全域。
- ・ 法制化に伴い、目標地図の作成が求められることが見込まれる中、課題（担い手農家・農地所有者の意向、土地改良等の賦課金等）や諸条件（耕作条件等）を調整し、円滑に集約化を進める先導役として、集積率が高い瓜生地区にて、目標地図を作成。

○目標地図作成の主なスケジュール（令和3年度）

- ・ 事前打ち合わせ（12月）
- ・ 担い手農家との意見交換会（3月）
- ・ 農業委員会原案作成（12月）
- ・ 目標地図作成・配布（3月）
- ・ 中心経営体への説明会（1月）
- ・ 中心経営体への個別打合せ（1・2月）
- ・ 農業委員会原案の修正（2月）

3. 目標地図の作成プロセス(その2)＜うち瓜生地区＞

【作成に当たっての課題や出し手・受け手からの意見】

- ・ 担い手農家であっても、経営環境の変化により、10年後の離農は皆無ではない。
- ・ 集約に向けて農地を交換するには地主との了解が必要。
- ・ J A S 認定農家の耕作農地は変更できない。
- ・ 出来上がった地図は個別農家への配布も必要。

【課題や意見への対応】

- ・ あくまで目標であり、10年後を確定したものではなく、随時変更できる地図とする（経営体の意向を反映）。
- ・ 区長会を通じて、地主へお知らせ。
- ・ 地図にはアルファベット表記とし、個別名は記載しない。

【出し手・受け手の意識の変化】

- ・ 地区内の担い手農家が中心となり、地区内の農地を耕作することの意識付け。
- ・ 担い手農家の連携に繋がった。

4. 目標地図

